

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 赤澤 亮正 君

問1（対大臣）. 本法案の保護対象を「フリーランス」ではなく「特定受託事業者」としている理由及び両者の差異を問う。また、下請代金法の改正によらず、新法案を提出することとした理由を含め、本法案の意義について問う。

1. 従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスについては、従業員を使用して「組織」として事業を行う発注事業者との間で、交渉力やその前提となる情報収集力の格差が生じやすいと考えられる。
2. 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、発注事業者から「個人」として業務委託を受けるフリーランスのうち、
 - ・ 約4割が報酬の不払いや支払遅延を始めとしたトラブルに遭っていること
 - ・ 約4割が、記載が不十分な発注書しか受け取っていない、又は、そもそも発注書自体を受領していないことなどの事情が確認できており、不当な不利益を受けやすい立場にあると考えられる。
3. また、フリーランス・トラブル110番において、ハラスメントなど、交渉力等の格差に起因して「個人」の就業環境が害される相談も寄せられているなどの実態がある。



4. このため、本法案においては、

- ・ 「業務委託の相手方である事業者で従業員を使用しないもの」を特定受託事業者と定義し、この法律において保護対象となるフリーランスの範囲を明確化したうえで、
- ・ 取引の適正化を図るとともに、ハラスメントの防止などフリーランスの就業環境の整備を図ることとしている。

なお、「フリーランス」という働き方は、様々な形態が想定され、明確な範囲が定まっているわけではないことから、法律上の保護対象の呼称を「フリーランス」とするのではなく、「特定受託事業者」としている。

5. 一方、下請代金法は、親事業者と下請事業者との下請取引において、取引構造上、交渉力等の格差が生じることから、下請取引の適正化を図るものである。

具体的には、資本金1000万円超の親事業者と1000万円以下の下請事業者といった事業者間の下請取引を規制対象としている。

6. このため、下請代金法では、

- ・ 資本金1000万円以下の事業者とフリーランスとの間の取引が規制対象とならないこと、
- ・ ハラスメント防止など、「個人」の就業環境整備に関する規制になじまないこと、

から、下請代金法を改正するのではなく、新法として、本法案を提出することとした。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 ■■■■■ (内線：■■■) 携帯 ■■■■■

(参考1) 本法案と下請代金法との適用対象の比較

受託事業者		委託事業者	
法人 (一人社長を除く)	個人事業者 (従業員有)	個人事業者 (従業員無) ・ 一人社長	個人事業者 (従業員無)
資本金 1千万円超	資本金 1千万円以下	下請代金法	下請代金法 本法案
法人 (一人社長を除く)	資本金 1千万円超	下請代金法	下請代金法 本法案
	資本金 1千万円以下		本法案
	個人事業者 (従業員有)		本法案
	個人事業者 (従業員無) ・ 一人社長		本法案 (書面交付のみ)

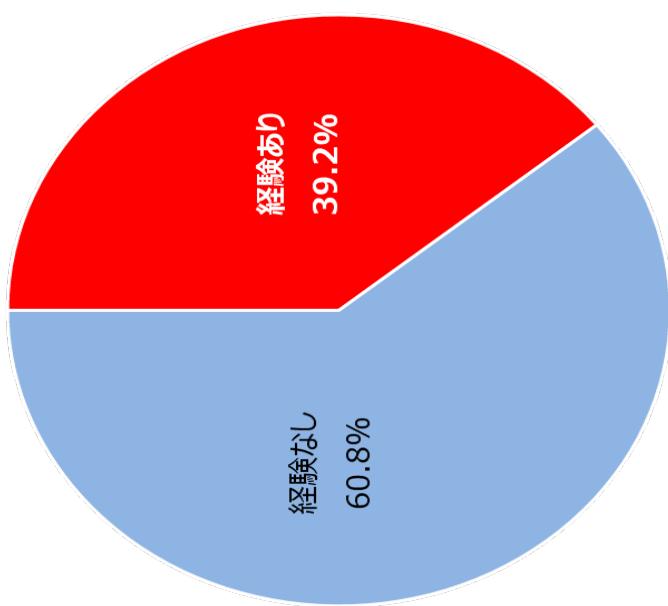
※ 「一人社長」とは、法人であって、代表者1人以外に役員がおらず、かつ、従業員を使用しないもののことを行う。

（参考2）取引先とのトラブルの有無（内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査（令和3年））

フリークス 依頼者から納得できない行為を受けた経験

○直近3年間の取引で、依頼者から納得できない行為を受けた経験があるフリーランスは39.2%。

依頼者から納得できない行為を受けた経験



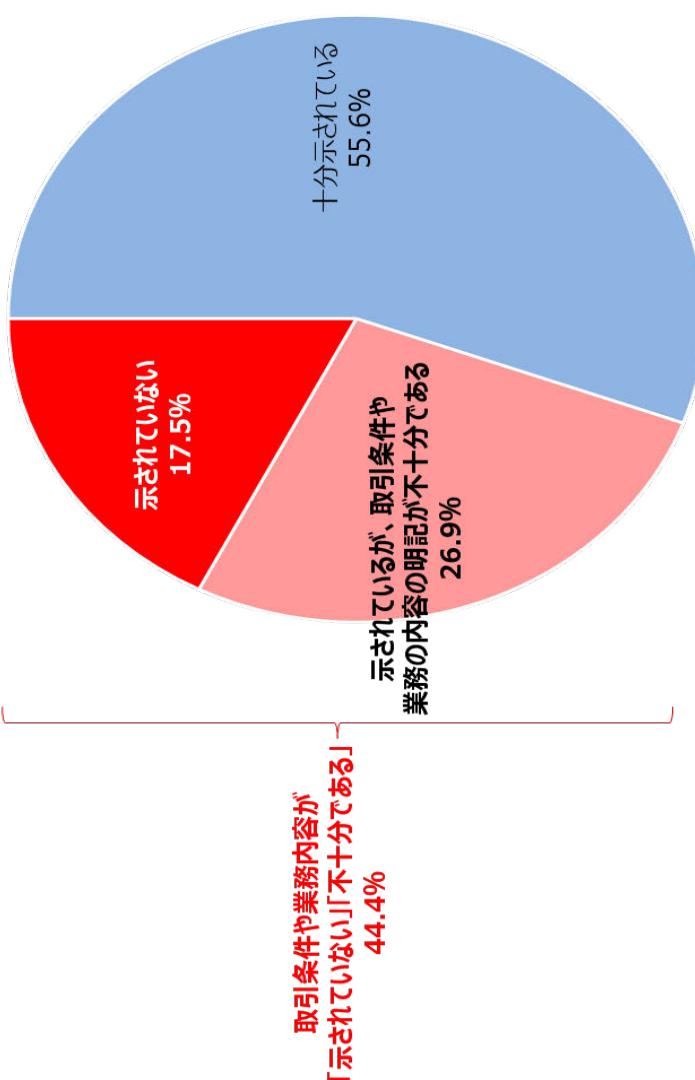
（注）フリーランスは「実店舗（はなく、雇人もいない）自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。
「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことがありますか。」（複数回答）という設問への回答を集計（回答数=4,243）
(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

（参考3）取引先からの書面交付状況（内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査（令和3年））

取引条件や業務内容の提示状況

- 取引条件や業務内容が、書面・メールなどで十分に示されていない又は全く示されていないと回答するフリーランスが4割を超える。

取引条件や業務内容の提示状況



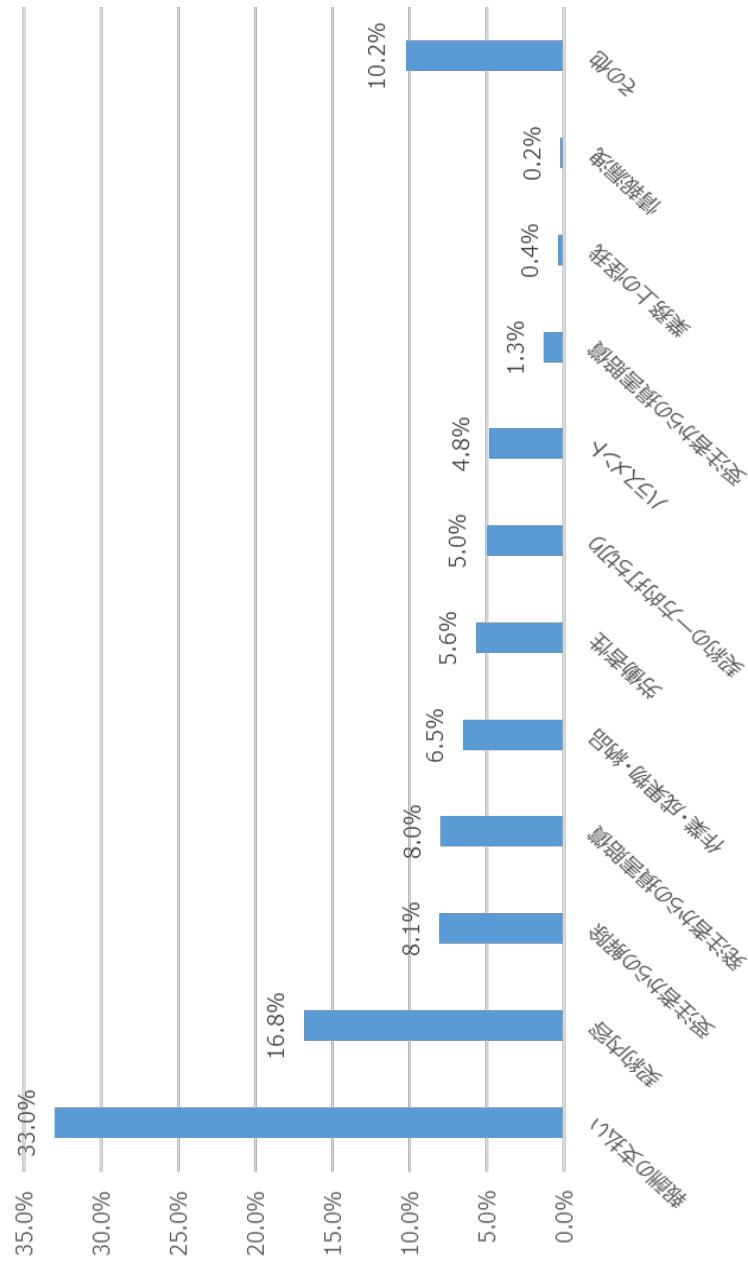
(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者（除く）」と定義。「業務を開始する前に、依頼者から、取引条件や業務の内容が書面・メール・SNS・規約などに残る方法（保存・記録可能な方法）で十分に示されています。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：4,243）。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日-8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を作成。

3. (1) 相談內容

- 「報酬の支払い」や「契約内容についての相談が約5割

※N=16,448 (令和3年2月～令和5年2月の相談内容について複数該当有) ベカウンド



(参考)「報酬の支拂い」：報酬の全額不払い、支拂遲延、一方的減額など。

「契約内容」：契約条件が不明確
契約書不作成

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 赤澤 亮正 君

問2 (対政府参考人). フリーランス・トラブル110番に寄せられる相談内容はどのようなものか。また、施行までの間に、フリーランス・トラブル110番を拡充するとともに、国においてフリーランス・トラブル110番やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げる仕組みを充実するなど本法の適切な執行体制を構築すべきではないか。

1. フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注者等との取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口であり、これまで1万件を超える相談（注1）が寄せられている。

相談内容としては、

- ・ 「報酬の不払い」、「支払遅延」といった報酬の支払いに関するものが約3割と最も多く、
- ・ 次いで「契約条件が不明確」、「契約書不作成」といった契約内容に関するものが約2割となっている（注2）。

（注1）運営を開始した令和2年11月から令和4年12月までに寄せられた相談件数

（注2）その他、「契約の一方的な打切り」や「ハラスメント」に関する相談等も寄せられている。

2. 本法案が成立した場合、本法案の施行体制の中での相談対応の中核はフリーランス・トラブル110番になると考えており、違反行為を受けた特定受託事業者が



行政機関の対応を希望する場合に、フリーランス・トラブル110番での相談から、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の窓口への申告に円滑につなげられるよう、フリーランス・トラブル110番の体制整備を図っていく。

3. また、本法案の施行・運用に当たっては、

- ・ フリーランス関係団体に対し、悪質な問題事例の把握と行政への情報共有を依頼する、
- ・ フリーランス関係団体や、フリーランス・トラブル110番で相談対応をする弁護士からのヒアリングを通じて、問題行為の多そうな業種等を拾い出したうえで、特定業種等に対して調査を行うといった取組を実施するなど、フリーランス関係団体やフリーランス・トラブル110番から問題事例を吸い上げる仕組みを充実させてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 赤澤 亮正 君

問3（対大臣）. 地方部局も含む法執行体制の整備にどのように取り組むのか。

また、フリーランスに係る取引環境の整備のためには、業界毎の取引慣行の適正化を図っていくことも必要であり、大臣のリーダーシップの下、発注者側の団体に対して取引慣行の改善を積極的に働きかけていくべきと考えるが、大臣の決意を問う。

1. 本法案の法執行体制については、所管省庁である公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省において今後必要な人員及び体制の確保に努めていくとともに、指導や勧告などを適切に行えるように施行までに準備を行う。
2. ご指摘のとおり地方においても本法案に違反する疑いのある問題行為が発生し得るところ、
 - ・ 執行する所管省庁の地方組織においても十分な体制を整備するほか、地方組織同士の連携を高めるとともに、
 - ・ 電話・メールなどでフリーランスからの相談を受け付ける仕組みであるフリーランス・トラブル110番のさらなる拡充をはじめ、場所にとらわれない相談・申告方法も充実させるなどの取組を通じて、地方においても本法案が適切に施行されるように対応してまいりたい。



3. また、フリーランスの業種は多種多様であることから、フリーランス取引に係る問題行為の未然防止のためには、各業種における取引慣行の改善を図ることが重要である。このため、業所管官庁とも連携し、各業界団体を通じてフリーランス取引の適正化に向けた働きかけを幅広く行っていく所存である。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（対政府参考人）

4月5日 衆・内閣委 赤澤亮正 君

問4（対政府参考人）. 本法案は、特定業務委託事業者に対し、育児介護等に関する配慮義務を課しているが、特定業務委託事業者は、具体的にどのような対応を取ればよいのか。また、特定業務委託事業者が適切に配慮を行うことができるよう、わかりやすく周知等を行うべきではないか。

1. 育児・介護等と業務の両立について、本法案に基づく特定業務委託事業者の配慮の内容としては、例えば、

- ① 妊婦の母性保護や健康管理のため、妊娠健診の受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮したりする
- ② 育児・介護等を行う時間の確保のため、育児・介護等と両立可能な就業日・時間とする

といったことが考えられる（注1）。

（注1）こうした配慮は、特定受託事業者からの申出を契機として行われるものとしており、特定業務委託事業者が全ての特定受託事業者の育児・介護等の事由を予め把握して配慮することまで求めるものではない。

2. こうした配慮の具体的な内容については、関係者の意見を聴きつつ、取引の実態を踏まえながら、厚生労働大臣の定める指針等において明示することとしている。

3. 指針について丁寧な周知を図ることで、個々の特定受託事業者の希望や業務の内容、特定業務委託事業者の状況に応じ、当事者間で柔軟な配慮が講じられるよう取り組んでいきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリー
ランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

労働者妊娠・出産・育児期の両立支援制度

(参考) 労働者の妊娠・出産・育児期の両立支援制度

